

国 自 技 第 7 9 号
平成 1 7 年 7 月 1 5 日

各車両メーカー へ

国土交通省自動車交通局長

警 告 書

貴社が製作した軌陸車等の鉄道保線用車両を調査をしたところ、不正に自動車検査証を取得していた事実が確認された。

このような行為は、道路運送車両法の規定に違反し、自動車の安全に支障を来すものであり誠に遺憾である。直ちに改善し、再びこのような違反行為を行うことのないよう厳重に警告する。

なお、この警告に基づく具体的措置について報告を求め、平成 1 7 年 8 月 1 5 日までに報告されたい。

また、その改善の内容が適正でないとき、さらに必要な措置を講じることがあることを申し添える。